

【事例 9】

～市民自らが耕作放棄地を開墾し市民農園を開設～

【三重県・四日市市】

(1) 経緯

- 四日市市は人口約30万人の工業都市であり、NPO法人「四日市農地活用協議会」が開設する市民農園は市郊外の丘陵地で国道365号線に隣接しており、周辺は事業所等宅地のほか竹林、梨栽培の農地がみられる。
- 当NPO法人の代表のY氏はデザイン関係の仕事の傍ら、町づくりなどの市民活動に取り組んできた経歴を持つ。平成15年に、当時の市農水部長から耕作放棄地の活用を持ちかけられたことにより、「農地は耕作者のものだけでなく、自然環境や人の心の豊かさから見れば市民にとっても掛け替えのない宝物であり、いつまでも存在してほしい」との思いから、市民の希望を市民の手でかなえたいと、市民農園に取り組むこととなった。
- 平成15年12月に農業委員会より耕作放棄地(4,882㎡)のあっせんを受け、平成16年2月より参加希望者を市の広報で募集し、同年4月より応募者を会員とする「四日市農地活用協議会」を発足した。その後、会員自らが耕作放棄地の整備を行い、各自耕作を開始した(第1農園)。
- 平成19年3月には第1農園の利用者が全て決まり、新たな利用希望もあったことから、農業委員会のあっせんを受け第2農園(1,589㎡)を開設した。さらに、平成20年7月には第2農園に隣接する耕作放棄地(3,342㎡)を利用して拡張している。現在、合わせて9,812㎡の市民農園を運営し、会員(利用者)数は36名となっている。第2農園の開設に当たっては、同協議会がNPO法人の認証を受け、特定農地貸付法に基づく市民農園として開設している。



第1農園内の看板



第2農園拡張部分

(2) 取組の状況

①用地の確保

- 市民農園の用地は農業委員会からあっせんを受けた耕作放棄地であり、地元の農業委員が地権者との調整を行っている。第1農園の用地は、地主が管理のための耕耘(他者に依頼)に費用を要してきたこともあり、無料で借り受けている。第2農園の用地(地権者4名)は管理等がなされてこなかったが、10aを超える地権者には固定資産税相当額(3千円/10a)の借地料を支払っている。

②市民農園の施設

- 農園の整備は、耕作放棄地状態の土地を1区画20坪で区画割りを行い、各区画の利用者を決め、利用者各自が持ち分の区画の障害物の除去、整地、土壌改良を行い、耕作を行っている。ただし、第2農園の拡張部分（3,342㎡）については、耕作放棄後数十年経過し雑木林状態であったため雑木の伐採・抜根等を外注し、50万円程度の費用を要している。その費用は市の補助金及び「セブンイレブンみどりの基金」からの助成により調達している。
- また、農園の用水を確保するため市の上水道を農園に引き込んでおり、その費用は第1農園、第2農園合わせて60万円程度を要しており、これらの費用の1/2は市からの補助金を活用し、残額は利用料（4千円/区画）の積立金及び「セブンイレブンみどりの基金」により調達している。



農園内に引き込んだ上水道

- その他、「セブンイレブンみどりの基金」により農具等の格納庫、堆肥運搬のための軽トラック(中古)1台を購入しており、同基金から70万円程度の助成を受けている。また、コンテナハウス(休憩施設として利用)や近隣の農家から使わなくなったトラクター等の寄贈を受けている。



コンテナハウス



トラクター

- 利用者の多くは車で農園に通作するため、農園内に駐車スペースを設けている。

③運営の状況

- 利用可能区画数は第1農園46区画、第2農園44区画であり、全て利用されている。
- 利用者数は近隣の住宅団地の住民36名である。年齢は30～70歳代であるが、定年前後の者が多い。利用の条件は「農薬や化学肥料を使わないこと」、「ススキやセイタカアワダチソウなどは除去すること」などであり、この条件のもと、利用者自らが勉強しながら野菜づくりに取り組んでいる。



第1農園内

- 農園利用以外の敷地や利用者が決まっていない区画の除草等の管理は、月1回利用者に出役してもらい対応している。
- 1区画20坪の利用料は年間4千円であり、収入はこの利用料が全てである。支出は水道代（月3千円程度）、借地料のほか、トラクター等の燃料代、年1回の収穫祭の経費等である。なお、各種補助金の申請や特定農地貸付法に基づく手続き等は、NPO法人のY代表がボランティアで対応している。
- 今後、収入を確保するため、味噌や漬け物などの加工品づくりに取り組むことを検討している。



第2農園内